

# あんま・マッサージ

## 療養費支給申請のてびき

### あんま・マッサージ施術について

下記1,2の要件を満たす場合、健康保険の対象となります  
なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります

#### 1.対象となる主な症状

- 筋麻痺 ●筋委縮 ●関節拘縮 など

関節の可動域の拡大や筋力増強を促すなど、症状の改善を目的としていること

#### 2.医師があんま・マッサージ施術について同意している

#### 健康保険の対象外となるケース

- ・同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合
- ・疲労回復・慰安・予防を目的とする施術

保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により、『保険適用と認められない』と判断した場合は、施術料の全額について自費となります

### 申請に必要な書類

※施術月毎、施術所毎に申請が必要です

①療養費支給申請書に、②（必須）と、③～⑥は必要に応じて添付してください  
提出された書類は返却できませんので、必要と思われる場合は、提出前に予めコピーをお取りください

#### ①療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）

#### ②領収書（原本）**必須**

施術を受けた方の氏名、施術年月（日）、施術費用である旨記載されているもの

#### ③医師の同意書（原本）

初回および長期の場合は6カ月毎に添付

施術期間が6カ月を過ぎた場合、再同意書（文書）の交付が必要です

<同意書の有効期限>

初療日または同意日が月の15日まで ⇒ 5カ月後の末日

初療日または同意日が月の16日以降 ⇒ 6カ月後の末日

※変形徒手矯正術については、1カ月（毎月添付が必要）です

#### ④施術報告書（写し）

施術者から医師への報告書です

施術報告書交付料を申請する場合、添付してください

6カ月毎に更新されますので、医師の同意書と併せてご提出ください

#### ⑤施術継続理由書・状態記入書（原本）

初療の日から1年以上経過し、施術回数が16回以上/月の場合は添付が必要です

#### ⑥負傷原因届

負傷による傷病での申請の場合、初回申請時にご提出ください

①③⑥はエクセディ健康保険組合ホームページ『届出・申請書一覧』よりダウンロード可

②④⑤は施術所より発行されるものをご提出ください